

契約書（案）

公益財団法人新国立劇場運営財団（以下「甲」という。）と****（以下「乙」という。）は、新国立劇場総合情報システム（以下「総合情報システム」という。）に関する総括運用支援業務（以下「本業務」という。）に関して、次の通りこの契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1章 総則

第1条 （契約の目的）

本契約は、甲が、乙に対して依頼する下記の点について、基本的な契約事項を定めることを目的とする。

- ① 本条第2項第1号で定める仕様書（以下「仕様書」という。）で定める通り、本業務に従事する技術者（以下「派遣技術者」という。）を、財団に派遣すること。
なお、派遣に関する詳細については、別途締結する、労働者派遣基本契約書および労働者派遣個別契約書（以下合わせて「派遣契約書」という。）で定める。
- ② 仕様書で定める通り、総合情報システムのPDCAサイクル最適化について支援を行うこと。
- ③ その他必要な事項

2 本契約は、この契約書のほか以下の各号の文書から構成され、合わせて本契約の内容を規定するものとする。

- ① 令和4年度新国立劇場総合情報システム総括運用支援業務仕様書
- ② その他、本業務に関して本契約締結までに甲乙間で取り交わされた文書

第2条 （契約期間、派遣期間）

契約期間及び派遣技術者の派遣期間は、ともに令和4年8月1日から令和7年7月31日までとする。

第3条 （契約金額）

契約金額は総額金****円とする（消費税等****円を含む）。

なお、仕様書で定める派遣期間を前提とする。ただし、派遣業務実施時間が、前述の派遣期間を超過する場合は、乙より別途提出された派遣技術者の時間単価表に基づき、派遣契約書の定めに準じた金額を支払うものとする。

第4条 （支払）

甲は、乙に対し、第3条に定める契約金額総額を契約期間月数で除した額を、契約期間開始後、1ヶ月経過ごとに支払うものとする。なお、契約金額総額は、本契約の締結時における消費税率に基づく金額であり、本契約期間の中途において消費税率が改正された場合には、

改正後の支払金額に関する消費税額は改正後の税率に基づき算出することとする。

- 2 乙は、該当月の翌月5日までに甲の担当部署へ請求書を送付し、甲は請求書を受理した後、速やかに支払うものとする。
- 3 乙の責に帰すべき事故により、甲の業務執行に支障を生じた時の支払いについては、甲乙協議の上、当該月の支払いを減額することができるものとする。

第2章 資料並びに情報の取扱い及び権利の帰属

第5条 (資料等の提供及び返還)

甲は乙に対し、本契約に定める条件に従い、本業務遂行に必要な資料等の開示、貸与等の提供を行うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、乙から甲に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲乙協議の上、甲は乙に対しこれらの提供を行うものとする。
- 3 本業務の遂行上、甲の事務所等で乙が作業を実施する必要がある場合、甲は当該作業実施場所（当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む。）を、甲乙協議の上、乙に提供するものとする。
- 4 甲が前各項により乙に提供する資料等又は作業実施場所に関して、内容等の誤り又は甲の提供遅延によって生じた乙の本業務の履行遅滞、納入物の契約不適合等の結果については、乙はその責を免れるものとする。但し、乙が内容等の誤りあることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかった場合はこの限りではない。
- 5 甲から提供を受けた資料等（次条第2項による複製物及び改変物を含む。）が本業務遂行上不要となったときは、乙は遅滞なくこれらを甲に返還又は甲の指示に従った処置を行うものとする。

第6条 (資料等の管理)

乙は甲から提供された本業務に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用してはならない。

- 2 乙は甲から提供された本業務に関する資料等を本業務遂行上必要な範囲内で複製又は改変できるものとする。

第7条 (秘密情報の取扱い)

甲および乙は、本業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面により秘密である旨指定して開示した情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後7日以内に書面により内容を特定した情報（以下あわせて「秘密情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。また、甲、乙は秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとする。

- ① 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報

- ② 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - ③ 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - ④ 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- 2 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 甲および乙は、秘密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。
- 4 甲および乙は、秘密情報を、本契約の目的のために知る必要のある各自（本契約に基づき乙が再委託する場合の再委託先を含む。）の従事者に限り開示するものとし、本契約に基づき甲及び乙が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該従事者に退職後も含め課すものとする。
- 5 秘密情報の提供及び返却等については、第5条（資料等の提供及び返還）を準用する。
- 6 秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、次条の規定が本条の規定に優先して適用されるものとする。
- 7 本条の規定は、本契約終了後、5年間存続する。

第8条 （個人情報）

乙は、個人情報の保護に関する法律（本条において、以下「法」という。）に定める個人情報であって、本件業務遂行に際して甲より取扱を委託されたもの（以下「個人情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。なお、甲は、個人情報を乙に提示する際はその旨明示するものとする。また、甲は、甲の有する個人情報を乙に提供する場合には、個人が特定できないよう加工した上で、乙に提供するよう務めるものとする。

- 2 乙は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 乙は、個人情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約及び本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けるものとする。
- 4 個人情報の提供及び返却等については、第5条（資料等の提供及び返還）を準用する。

第9条 （著作権、特許権）

本件業務に関する著作権、特許権の取り扱いについては、仕様書で定める通りとする。

第3章 一般条項

第10条 （権利義務譲渡の禁止）

甲、乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

第11条（解約）

甲は、専ら甲に起因する事由により、本契約の契約期間が満了する前に解約を行おうとする場合、解約を希望する日の3ヶ月以上前に乙に通知し、乙の合意を得ることとする。

2 第1項による解約時に甲が行うべき派遣技術者への対応は、派遣契約書で定める。

3 第1項により本契約を解約したときは、甲は、乙に対し、解約月の翌月以降の委託業務に該当する費用を支払わないこととする。

第12条（解除）

甲、乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

① 重大な過失又は背信行為があった場合

② 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合

③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

④ 公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤ その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

2 甲、乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反（別添の仕様書において定められた個々の業務の不備を含む。）し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲、乙について、暴力団が関与していることが判明した場合の契約解除については、次条の規定が本条の規定に優先して適用されるものとする。

4 甲、乙が本条第1項、第2項により契約を解除した場合、同時に派遣契約書も解除されることとする。

5 甲が、本条第1項、第2項により契約を解除した場合、甲は、第11条第2項の義務を負わない。

第13条（暴力団関与の場合の契約の解除等）

甲または乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明した場合（以下、本条では暴力団又は暴力団員と関係があったものを「当事者」という。）、相手方は何らの催告なしに直ちに本契約を解除することができる。

2 当事者は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を、相手方が本契約を解除するか否かにかかわらず、且つ、相手方が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、違約金（損害賠償額の予定）として相手方の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項に規定する場合において、当事者が事業者団体であり、既に解散しているときは、相手方は、当事者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求する

ことができる。この場合において、当事者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 4 第2項の規定は、相手方に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、相手方がその超える分について当事者に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 当事者が、第2項の違約金及び前項の損害賠償金を相手方が指定する期間内に支払わないときは、当事者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を相手方に支払わなければならない。
- 6 本条第1項により契約が解除された場合、同時に派遣契約書も解除されることとする。
- 7 本条第1項により契約が解除された場合、相手方は第11条第2項の義務を負わない。
- 8 本条の規定は、本契約が終了した後も有効に存続するものとする。

第14条（損害賠償）

甲、乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償を請求することができる。

第15条（和解による紛争解決）

本契約に関し、甲乙間に紛争が生じた場合、甲、乙は、第16条所定の紛争解決手続をとる前に、協議を十分に行うとともに、次項の措置をとらなければならない。

- 2 前項所定の協議で甲乙間の紛争を解決することができない場合、第16条に定める紛争解決手続をとろうとする当事者は、相手方に対し紛争解決のための権限を有する代表者又は代理権を有する役員その他の者との間の協議を申し入れ、相手方が当該通知を受領してから10日以内に東京（都市名）において、誠実に協議を行うことにより紛争解決を図るものとする。
- 3 前項に定める認証紛争解決手続によって和解が成立する見込みがないことを理由に当該認証紛争解決手続が終了した場合、甲、乙は、第16条所定の紛争解決手続をとることができる。

第16条（合意管轄）

本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第17条（協議）

本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保管する。

＊＊年＊＊月＊＊日

甲 東京都渋谷区本町1－1－1
公益財団法人新国立劇場運営財団
理事長 尾崎 元規

乙 ＊＊ ＊＊ ＊＊ ＊＊

特定労働者派遣基本契約書（案）

公益財団法人新国立劇場運営財団（以下、甲という）と、****（以下、乙という）とは、技術者の派遣に関して「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下、労働者派遣法、略して派遣法という）に基づいて、次の通り特定労働者派遣基本契約（以下、本契約という）を締結する。

第1条 （目的）

本契約は、乙が常時雇用する技術者（以下、派遣技術者という。）をその雇用関係の下に甲に派遣し、甲が派遣技術者を指揮命令して第2条に定義する個別契約において定める業務に従事させることを目的として、本契約を締結する。

第2条 （本契約の適用）

本契約は、乙が甲に対して行う技術者の派遣に関する特定労働者派遣個別契約（以下、個別契約という）の全てに適用されるものとする。

第3条 （派遣法の手続）

乙は、甲に対して、派遣法に基づき特定労働者派遣事業の届出の受理、その他技術者派遣を行うのに必要な同法所定の手続を全て適法に完了していることを保証するとともに、厚生労働大臣の届出受理番号が以下の通りであることを保証する。

届出受理番号	****
届出受理年月日	****

第4条 （個別契約）

甲及び乙は、乙が甲に派遣技術者を派遣する都度、当該派遣技術者について個別契約を結び、個別契約においては、次の内容を定めるものとする。

- (1) 派遣技術者の従事する業務内容
- (2) 派遣技術者が従事する就業場所
- (3) 派遣技術者の派遣期間
- (4) 派遣期間中の就業日の指定
- (5) 派遣就業の就業時間並びに休憩時間
- (6) 時間外労働および休日労働に関する内容
- (7) 指揮命令者の所属・役職・氏名
- (8) 派遣元責任者及び派遣先責任者の所属・役職・氏名
- (9) 安全及び衛生に関する内容
- (10) 派遣技術者の人数
- (11) 派遣料

- (12) 派遣技術者からの苦情の処理
- (13) 政令で定める業務について派遣を行う場合、政令の号番号
- (14) 一定の中途解約にあたって講ずる措置
- (15) その他派遣法第26条第1項に定める内容

2. 甲及び乙は、個別契約において本契約の一部の適用を排除し、又は本契約と異なる事項を定めることができる。この場合、個別契約の条項が本契約に優先するものとする。

第5条 （派遣労働条件の確保措置）

乙は、甲が派遣技術者に対し、別途締結する個別契約に定める労働を行わせることにより、労働基準法等の法令違反が生じないよう労働基準法等に定める時間外、休日労働協定、その他所定の法令上の手続等をとるとともに、派遣就業が適正に行われるよう、就業規則等乙の派遣技術者に対する諸規則を整備し派遣就業条件の確保を図らなければならないものとする。

2. 乙は、派遣技術者を派遣するにおいて、前項の措置をしたにもかかわらず、甲が労働者派遣法、労働基準法等に定める義務を遵守せず、乙の書面による催告にも関わらず、是正されなかった場合、派遣法第28条に基づき、本契約を解除することができる。

第6条 （派遣技術者の通知）

乙は、個別契約締結後、派遣法第35条の定めるところにより、当該個別契約に係る派遣技術者の氏名その他の所定事項を甲に通知しなければならないものとする。

第7条 （派遣技術者の個人情報管理）

甲は、派遣技術者に関する個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を適正に管理し、必要な措置を講じなければならない。

第8条 （派遣技術者の選任・変更）

乙は、個別契約ごとに本契約の目的を達成するために必要な資格、能力、知識、技術、技能、経験等があり、派遣業務を遂行できる技術者を自己と雇用関係にある技術者の中から選任し、派遣技術者として派遣するものとする。

- 2. 甲は、派遣技術者の中に派遣業務の実施について著しく不適当な者がいると認めたときは、その理由を付して乙に通知し、乙に必要な措置をとるよう要求することができるものとする。
- 3. 乙が乙の事由により派遣技術者を変更する場合は、30日前までに甲に対して変更理由及び変更対象の派遣技術者名を書面により通知するものとする。その場合、乙は、第6条の規定に基づき、変更した派遣技術者の氏名その他の所定事項を甲に通知しなければならないものとする。

第9条（責任者）

個別契約を締結するとき、甲は派遣先責任者（以下、派遣先責任者という）を、乙は派遣元責任者（以下、派遣元責任者という）をそれぞれ選任して、個別契約にてこれを明記するものとする。

2. 派遣先責任者および派遣元責任者は、本契約及び個別契約並びに派遣法の定めに従いその職務を遂行するものとする。
3. 派遣先責任者及び派遣元責任者の変更は、第20条第4項によるものとする。

第10条（指揮命令）

個別契約を締結するとき、甲は、派遣技術者に対して直接指揮命令を行うもの（以下、指揮命令者という）を選任して個別契約書にこれを記載するものとする。

2. 甲は、前項の指揮命令者を変更する必要がある場合、乙に対し速やかに変更理由及び変更対象の指揮命令者を書面により通知するものとする。

第11条（設備、資料等の提供）

甲は、派遣技術者が派遣業務を遂行するのに必要な施設、コンピュータその他の機械、設備、技術資料等（以下総称して、提供物という）を無償で貸与、提供するものとする。

第12条（秘密保持）

甲及び乙は、業務の遂行により知り得た相手先の業務に関する秘密について、不当に漏洩し、開示し、又は不正に利用する等してはならない。また、乙は派遣技術者にもそれを徹底、遵守させる責任を負う。

2. 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律（本項において、以下「法」という。）に定める個人に関する情報であつて、業務の遂行により知り得たもの（以下「個人情報」という。）を不当に漏洩し、開示し、又は不正に利用する等してはならない。法、関連法規および関係省庁が作成した個人情報保護に関するガイドラインを誠実に守り、個人情報取扱事業者に要求される適正な取り扱いを図るものとする。また、乙は派遣技術者にもそれを徹底、遵守させる責任を負う。
3. 乙は派遣技術者に対し、前各項に定める甲の秘密事項や個人情報の機密管理の教育を行う。また、乙は、乙あてに派遣技術者から前2項に定める守秘義務の履行に関する誓約書を提出させ、甲の機密保持の確保を図るものとする。

第13条（権利の帰属）

本業務遂行の過程で生じた著作権は、乙または第三者が従前から有していたものを除き、甲に帰属する。

2. 乙が本業務に係り第三者が有する著作権を利用する場合、乙の責任において解決をすることとし、その費用は契約金額に含むこととする。
3. 本業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等に係る特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。但し、著作権は除く。）、ノ

ウハウ等に関する権利（以下、総称して「特許権等」という。）は、甲に帰属するものとする。

4. 乙が従前から有していた特許権等を本業務に利用した場合、甲は、本業務の成果物を自己利用するために認められた範囲で、当該特許権等を実施又は利用することができることとし、その費用は契約金額に含むこととする。
5. 乙が本業務に係り、第三者が有する特許権等を利用する場合、乙の責任において解決することとし、その費用は契約金額に含むこととする。

第14条（厚生施設等）

派遣技術者が利用できる甲の福利厚生施設等は、個別契約でこれを定めるものとする。

第15条（派遣料の精算）

派遣技術者の対象期間における1日の派遣業務実施時間（以下、「実施時間」という）が、個別契約で定める基準時間（以下、「基準時間」という）を超過する場合は、25%増しの料金、また休日の就業については35%増しの料金を請求することができる。ただし、基準時間を超える業務の実施および休日の就業については、甲の適正な判断のもと当該業務の実施が必要とみなされた場合に限る。

第16条（旅費、交通費等）

派遣技術者が派遣業務を実行するために必要な旅費、交通費等その他の費用は甲の負担とする。但し、個別契約で定める作業場所までの交通費は乙の負担とする。

2. 前項に定める甲の負担する費用の詳細については、甲乙協議の上定めるものとする。

第17条（支払方法）

乙は、毎月末日を締切日とし、第15条及び第16条を勘案して算出した月額の派遣料金を、当該月の翌月5日までに甲に請求するものとし、甲は、乙に対し、速やかに銀行振込により支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。

第18条（損害賠償）

甲、乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償を請求することができる。

第19条（解除）

甲、乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- ① 重大な過失又は背信行為があった場合
- ② 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
- ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

- ④ 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
2. 甲、乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反（別添の仕様書において定められた個々の業務の不備を含む。）し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 3. 甲、乙について、暴力団が関与していることが判明した場合の契約解除については、第 21 条の規定が本条の規定に優先して適用されるものとする。

第 20 条（本契約及び個別契約の変更）

本契約の内容の変更は、当該変更内容につき事前に甲乙協議の上、別途、変更契約を締結することによってのみこれを行うことができるものとする。

2. 甲又は乙は、個別契約の内容について変更を行うとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって相手方に申入れるものとする。
3. 前項の変更の申入れがあった場合、甲及び乙は、当該申入れの日から 10 日以内に当該変更の内容及び可否につき協議を行ない、変更契約を締結する。なお、かかる協議が調わない間、乙は特段の事情がない限り、変更前の条件に従って作業を進めることができるものとする。
4. 個別契約の変更は、前項記載の協議にもとづき、変更契約を締結することをもってのみこれを行う。但し、協議の結果、甲乙がその変更の内容が軽微なものと判断した場合、変更契約締結に代えて、変更の内容、理由等を明記した書面に甲及び乙が記名捺印することをもってこれを行うことができるものとする。

第 21 条（反社会的勢力の排除）

甲または乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明した場合（以下、本条では暴力団又は暴力団員と関係があったものを「当事者」という。）、相手方は何らの催告なしに直ちに本契約を解除することができる。

2. 当事者は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を、相手方が本契約を解除するか否かにかかわらず、且つ、相手方が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、違約金（損害賠償額の予定）として相手方の指定する期間内に支払わなければならない。
3. 第 1 項に規定する場合において、当事者が事業者団体であり、既に解散しているときは、相手方は、当事者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、当事者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
4. 第 2 項の規定は、相手方に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、相手方がその超える分について当事者に対し損害賠償金を請求する

ことを妨げるものではない。

5. 当事者が、第2項の違約金及び前項の損害賠償金を相手方が指定する期間内に支払わないときは、当事者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を相手方に支払わなければならない
6. 本条の規定は、本契約が終了した後も有効に存続するものとする。

第22条（有効期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日より本契約期間満了日の令和7年7月31日までとする。

2. 本契約の期間満了前に本契約を任意に解約したい場合、解約を希望する3ヶ月前までに相手方に書面にて申し出るものとする。但し、存続する個別契約がある場合は、当該個別契約の期間満了までは、本契約を解約できないものとする。

第23条（合意管轄裁判所）

本契約及び個別契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第24条（協議）

甲及び乙は、本契約及び個別契約の内容について疑義が生じた場合及び定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上これを解決するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都渋谷区本町1-1-1
公益財団法人新国立劇場運営財団
理事長 尾崎 元規

乙 *****

特定労働者派遣個別契約書（案）

公益財団法人新国立劇場運営財団（以下、「甲」という）と****（以下、「乙」という）とは、甲乙間で締結した**年**月**日付の特定労働者派遣基本契約書（以下、「基本契約」という）の定めに従い、以下の通り技術者派遣個別契約（以下、「本契約」という）を締結する。

1. 派遣業務の内容： 新国立劇場総合情報システム総括運用支援業務

2. 派遣人員： 1人

3. 就業場所の名称および所在地

就業場所の名称： 公益財団法人新国立劇場運営財団

就業場所の所在地： 東京都渋谷区本町1丁目1番1号（新国立劇場）

就業場所の部署： 総務部施設課

就業場所の連絡先： 03-5351-3011

4. 甲の派遣先責任者

所 属：公益財団法人新国立劇場運営財団

役 職：総務部長

氏 名：****

連絡先：03-5351-3011（代表）

5. 乙の派遣元責任者

所 属：****

役 職：****

氏 名：****

連絡先：****

6. 甲の指揮命令者

所 属：公益財団法人新国立劇場運営財団

役 職：総務部 施設課長

氏 名：****

連絡先：03-5352-5782

7. 派遣期間： 令和4年8月1日から令和7年7月31日まで

8. 派遣就業日： 土、日、祝日及び振替休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く毎日。但し、甲の業務の都合により乙の就業規則の定めるところによって事前に本人に通知の上、振替就業することがある。
9. 就業時間： 9時30分から18時15分まで
10. 休憩時間： 1時間
11. 基準時間： 7時間45分
12. 時間外および休日労働：
1月あたりの時間外労働の上限： 45時間
1月あたりの休日労働の上限： 4日
13. 安全および衛生：
コンピュータを連続して操作する時間は、1時間までとする。
1時間以上を連続して操作したときには、少なくとも10分間の休憩時間を与える。
その他、甲は派遣法第44条から第47条の2までの規定により課された責任を負う。
14. 基準時間を超過した場合の派遣料
(1) 派遣技術者の1日の派遣業務実施時間（以下実施時間という）が基準時間を超える場合の実施時間は25%増しの料金、また休日の就業については35%増しの料金を請求することができる。ただし、基準時間を超える業務の実施および休日の就業については、甲の適正な判断のもと当該業務が必要とみなされた場合に限る。
(2) 基準時間を超える場合、および所定休日の就業時間は15分単位とし、端数は切り捨ててのものとする。
15. 派遣技術者からの苦情の処理
(1) 苦情の申出を受ける者：
甲：
所 属：公益財団法人新国立劇場運営財団
役 職：総務部 総務課長
氏 名：****
連絡先：03-5351-3011（代表）

乙：
所 属：****
役 職：****

氏 名：****

連絡先：****

(2) 苦情処理方法、連携体制

- ① 甲における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、直ちに4に定める派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとしその結果について必ず派遣技術者に通知することとする。
- ② 乙における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、直ちに5に定める派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとしその結果について必ず派遣技術者に通知することとする。
- ③ 甲及び乙は、各々自社内でその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

16. 一定の中途解約にあたって講ずる措置

- (1) 甲は、専ら甲に起因する事由により、本契約の中途解約を行おうとする場合には、あらかじめ30日以上猶予期間をもって乙に中途解約の申し入れを書面にて行い、乙の合意を得ることとする。
- (2) 甲及び乙は、派遣期間が満了する前に派遣技術者の責に帰すべき事由以外の事由により中途解約を行った場合には、甲の関連会社を斡旋する等により、本契約に係る派遣技術者の新たな就業機会の確保を図ることとする。
- (3) 甲は、自己の責に帰すべき事由により、本契約の中途解約を行おうとしたものの、(2)の新たな就業機会の確保を図ることができない場合において、乙がやむを得ず派遣技術者を休業させること等を余儀なくされたことにより、乙に損害が生じたときは、甲は派遣技術者の休業手当に相当する額以上の金額を乙に賠償するものとする。
- (4) (2)に定める新たな就業機会の確保を図ることができない場合において、乙がやむを得ず派遣技術者を解雇することとなり、甲が乙に対し30日前までに当該中途解約の申し入れを行わなかったことにより、乙が派遣技術者に対し解雇を何ら予告できず、または解雇日の30日前までに予告できず、乙に損害が生じたときは、甲は、次の各号に定める金額を賠償するものとする。
 - ① 乙が派遣技術者に対し、何らの解雇の予告を行うことができず、乙に損害が生じたときは、30日分以上の当該派遣技術者の賃金に相当する金額
 - ② 乙が派遣技術者に対し、解雇日の30日前までに当該解雇の予告を行うことができず、乙に損害が生じたときは、当該解雇の30日前の日から乙による解雇予告の日までの日数分の派遣技術者の賃金に相当する金額

- (5) 甲は本契約の中途解約を行う場合であって、乙から請求があったときは、当該中途解約を行う理由を乙に書面にて通知するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

＊ ＊ 年 ＊ ＊ 月 ＊ ＊ 日

甲 東京都渋谷区本町1丁目1番1号
公益財団法人新国立劇場運営財団
理事長 尾崎 元規

乙 ＊ ＊ ＊ ＊ ＊